

### 2023 年 8月号



# ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階

045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00 ) TEL: FAX:

045-450-6706



### 【今月の一言】

厳しい暑さが続いていますね。

先日、房総半島でキャンプをしてきました。最高気 温 36 度超予報の中でしたが、自然の中だからなの か、日陰も多く、風もあったので、意外と快適に過ご すことができました。

元々はインドア派なので、前日までは毎回面倒に思 いながら準備を行うのですが、気づけばいつの間に かリフレッシュできているのでやめられません。

それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたし ます。 (事務員S)

### 永年勤続表彰金の社会保険、労働保険 および課税上の取扱い

#### ◆社会保険上の取扱い

今年 6 月 27 日に、「標準報酬月額の定時決定及 び随時改定の事務取扱いに関する事例集」に以下の 問答が追加されました。

問 事業主が長期勤続者に対して支給する金銭、金 券又は記念品等(以下「永年勤続表彰金」という。)は、 「報酬等」に含まれるか。

答 永年勤続表彰金については、企業により様々な 形態で支給されるため、その取扱いについては、名称 等で判断するのではなく、その内容に基づき判断を 行う必要があるが、少なくとも以下の要件を全て満 たすような支給形態であれば、恩恵的に支給される ものとして、原則として「報酬等」に該当しない。

ただし、当該要件を一つでも満たさないことをもっ て、直ちに「報酬等」と判断するのではなく、事業所に 対し、当該永年勤続表彰金の性質について十分確認 した上で、総合的に判断すること。

#### 【永年勤続表彰金における判断要件】

①表彰の目的

企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として

実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシ ュ休暇が付与されるような場合は、より福利 厚生としての側面が強いと判断される。

②表彰の基準 勤続年数のみを要件として一律に支給される もの。

③支給の形態 社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えて いないものであって、表彰の間隔が概ね5年 以上のもの。

#### ◆労働保険上の取扱い

行政手引 50502 によると、「勤続年数に応じ て支給される勤続褒賞金は、一般的には、賃金と は認められない。」とされています。

#### ◆課税上の取扱い

国税庁のタックスアンサーNo.2591によると、 創業記念で支給する記念品や永年にわたって勤 務している人の表彰に当たって支給する記念品 などは、一定の要件を満たしていれば、給与とし て課税しなくてもよいことになっています。

ただし、記念品の支給や旅行や観劇への招待 費用の負担に代えて現金、商品券などを支給す る場合には、その全額(商品券の場合は券面額) が給与として課税されます。

【厚生労働省「「標準報酬月額の定時決定及び随時 改定の事務取扱いに関する事例集」の一部改正に ついて」(令和5年6月27日事務連絡)]より

# 「建設工事従事者の安全及び健康の 確保に関する基本計画」が変更され ました

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関 する基本的な計画」は、「建設工事従事者の安全 及び健康の確保の推進に関する法律(「建設職人 基本法」)」に基づき、少なくとも 5 年ごとに検討 を加え、変更しなければならないとされています。 今年6月変更の主な内容は以下の通りです。

- ①安全衛生経費に関する記載の充実 安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を 内訳明示するための標準見積書の作成・普及 /発注者、建設業者及び国民一般に対する安 全衛生経費の戦略的広報の実施
- ② 一人親方に関する記載の充実 一人親方との取引の適正化等の周知
- ③ 建設工事の現場の安全性の点検等に関する 記載の充実 建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの 活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工 法等の研究開発・普及
- ④ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向 上に関する記載の充実 新・担い手 3 法や労働基準法を踏まえた「働 き方改革」の推進、処遇の改善、インフラ分野 のDXの推進/職業訓練の実施による事業主 への支援等
- ⑤墜落・転落災害の防止対策の充実強化に関す る記載の充実 屋根・屋上等の端、低所(はしご・脚立)からの 墜落・転落災害防止対策のためのマニュアル の作成・普及/足場点検の確実な実施のため の措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化 /足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策 の充実強化
- ⑥健康確保対策の強化に関する記載の追記 熱中症、騒音による健康障害防止対策/解 体・改修工事における石綿ばく露防止対策等 /新興・再興感染症への対応
- ⑦人材の多様化に対応した建設現場の安全健 康確保、職場環境改善に関する記載の追記 女性の活躍促進のための取組み/増加する 外国人労働者の労働災害への対応方法等/

高年齢労働者の安全と健康の確保につ ながる取組み

働き方改革の推進や労災の防止につい て課題を共有し、対策を進めていきましょ

【厚生労働省「建設工事従事者の安全及び 健康の確保に関する基本的な計画」が変更 されました】

# 8月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

#### 10日

- ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付 [郵便局または銀行]
- ○雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降採用の労働者がいる場合> [公共職業安定所]

### 31日

- ○個人事業税の納付<第1期分> 「郵便局または銀行]
- ○個人の道府県民税・市町村民税の納付 <第2期分> 「郵便局または銀行]
- ○健保・厚年保険料の納付

「郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出

[年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付·納付計器使用 状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- ○外国人雇用状況の届出

(雇用保険の被保険者でない場合)

<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]